

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金 (飲食店向け感染防止対策型)実施要領

令和2年8月11日

令和2年9月3日改正

1. 目的

本事業は、令和2年7月に入り全国的に新型コロナウイルスの感染が急速に再拡大している状況に対し、飲食店舗でのクラスター発生を防止するため、飲食店が業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を徹底することに対して支援するものです。

2. 補助対象者

県内で飲食店を営み、業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策に取り組む以下の要件を満たす事業者(大企業及びこれに準ずる団体を除く)(ただし、飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証の交付を受けている必要があります。)

中小企業の定義(サービス業)

常時使用する従業員の数が100人以下または資本金が5,000万円以下の事業者
(旅館業の場合の従業員の数は、200人以下)

登記上の本店所在地が三重県外にあっても、三重県内の事業所については対象となります。

本補助金(三重県版経営向上計画連携型:第1回目・第2回目)及び本補助金(感染防止対策型:5月募集)の採択事業者は申請できません。

本補助金と同時に募集している本補助金(三重県版経営向上計画連携型:第3回目)との重複申請はできません。

<改正点> 補助対象者の範囲を拡大し、NPO法人、一般社団法人、社会福祉法人、生活協同組合、農業協同組合、漁業協同組合等の事業者についても対象としました。

3. 補助率等

補助率 10分の10以内

補助上限額 事業に要した経費で、10万円以内とします。(消費税は含みません)
5万円未満の場合は申請できません。

ただし、複数店舗を有する事業者が複数店舗で対策を講ずる場合の上限額は、20万円以内です。

申請回数 1事業者につき1回限り

4. 対象経費

次の及びを満し、業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策の取組に要する経費

感染防止の取組に要する消耗品等購入費、備品・資材購入費等

令和2年7月28日(火)から申請日までに支払行為が完了したもの

《取組事例》

- ・マスク、消毒液、フェイスシールド等の購入費
 - ・飛沫防止シート・客席間仕切り板の設置費
 - ・社会的距離(ソーシャルディスタンス)を保つための床サイン施工費
- その他の経費については別表参照

5. 対象外経費

令和2年7月27日(月)以前に支払行為が完了した取組にかかる経費
人件費・家賃等の固定経費、旅費、公租公課(消費税含む)、振込手数料、その他公
的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
同一内容で、国、県、市町、その他団体が助成する他の制度(補助金、委託費)と
重複する場合

6. 申請受付期間

令和2年8月17日(月)から令和2年9月11日(金)消印有効まで
申請額が予算上限に達した場合は、受付期間中に申請受付を締め切る場合があります。

<改正点> 9月4日(金)までとしていた申請受付期間を、9月11日(金)まで延長し
ました。

7. 申請方法

ア. 提出先

次の宛先へ「イ. 提出書類」を書面により1部郵送すること。
(新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、持参による提出はお断りします)
〒514-0004
津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階
三重県中小企業団体中央会 補助金事務局 宛

イ. 提出書類

交付申請書兼実績報告書兼請求書(第1号様式)
取組に要した経費の領収書・レシートの写し(参考様式等に貼付すること)
(支払日、品名、金額(税抜)、商品の内訳等が分かるもの)
申請チェックリスト(第2号様式)
食品衛生法に基づく保健所発行の「飲食店営業許可証」の写し
または「喫茶店営業許可証」の写し
直近の確定申告書第1表の控えの写し
または、全ての県税(自動車税を含む。)について滞納のないことの証明書
(交付申請日から6ヶ月以内に県税事務所発行のもの)
創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、開業届出書の写し等
振込先口座の通帳の写し(通帳のオモテ面及び通帳を開いた1ページ目)

8. 補助事業の流れ

交付申請書兼実績報告書兼請求書に必要な書類を添付して提出(事業者 事務局)
上記「7.イ. 提出書類」を事務局あて郵送してください。

交付決定及び補助金額の確定通知を送付(事務局 事業者)

補助事業の趣旨や補助対象経費と合致しているか、書類に不備がないか等を
審査し、交付の可否や補助金額を決定します。

不交付の場合にも不交付決定通知書を郵送します。

補助対象経費に該当しない場合は、補助申請額を減額して交付決定します。

補助金の支払い(事務局 事業者)

交付申請書に記載の口座へ、交付決定した額を振込にて支払います。

申請額が税込である、事業内容に対象外経費が含まれる等の理由により、
申請額から減額して交付決定する場合があります。その際に支給下限額の
5万円を下回った場合は支給対象外となります。

9. 感染防止対策の取組について

店舗でのクラスター発生を防止するため、業界団体の作成したガイドラインを参照し、感染防止対策を徹底してください。

業界団体が発行するステッカーや取組チェックシートを店頭に掲示する等、感染防止対策への取組状況の見える化に努めてください。

○各業界団体のガイドライン（内閣官房新型コロナウイルス感染症サイト）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



○三重県新型コロナウイルス感染症特設サイト

<https://www.pref.mie.lg.jp/covid19.shtm>

取組チェックシートの印刷はこちらからできます。



10. その他

補助金交付の目的に従って、誠実に補助事業を行ってください。

同一法人・個人事業主が複数回の交付申請を行うことはできません。

事業終了後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。

本補助金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、取組に係る実施状況に関する検査、報告または是正のための措置を求めることがあります。

本申請に係る書類一式については、事業終了後5年間は保管してください。

11. 問合せ先

〒514-0004

津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6階

三重県中小企業団体中央会 補助金事務局 宛

電話番号 059-228 5195

（受付時間：平日9時～17時）

本事業は、三重県の財源に基づいて、三重県中小企業団体中央会が事務局となり事業実施するものです。

(別表) 補助対象経費 (例)

対象となるもの (例示)

(1) 物品関係
マスク
ゴーグル
フェイスシールド
空気清浄機 (ウイルス除去機能付)
換気扇
サーキュレーター
次亜塩素水 (及び生成給水機)
非接触型体温計
清掃用クロス・ウェス
ゴム手袋
ペーパータオル
消毒用アルコール
エアコン (ウイルス除去機能もしくは換気機能付) の設置・購入費
アルコール消毒液ポンプスタンド
消毒設備 (除菌剤の噴霧装置、オゾン発生装置、紫外線照射機等) の購入
コイントレー
除菌剤
サーモカメラ
(2) 改修・修繕関係
アクリル板設置費
ビニールカーテン (防災加工) 設置費
防護スクリーン設置費
固定席の間引き、客席仕切り板の設置
社会的距離を保つための床サイン施工費
非接触型自動水栓 (蛇口) 設置費

設置費・送料も含まます

対象とならないもの (例示)

(1) 物品関係
食材等材料費
目的外使用が可能な汎用性のあるもの (車両、バイク、自転車、パソコン、スマートフォン、ハードディスク、サーバーの購入費等)
事務用消耗品の購入代金
(2) 改修・修繕関係
事業所の改修費・リフォーム費用
既存設備の老朽化・劣化による買い替え・修繕費用 (感染防止のための修繕は除く)
(3) その他
店舗・設備の清掃費
人件費・交際費・飲食費等
振込手数料
公租公課 (消費税含む)
安全祈禱やお祓いに係る費用

(第1号様式)

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（飲食店向け感染防止対策型）
 交付申請書兼実績報告書兼請求書

三重県中小企業団体中央会会長様

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金
 （飲食店向け感染防止対策型）事務局

三重県経営向上支援新型コロナ危機対応補助金（飲食店向け感染防止対策型）を交付されるよう、三重県補助金等交付規則第3条の規定に準じ、関係書類を添えて下記のとおり申請し、実績を報告します。

なお、交付決定後は、交付金額を請求します。

記

申請日	令和2年 8月19日									
申請者情報	企業・団体名(屋号・商号)	株式会社			代表者印					
	役職・氏名	代表取締役 三重 太郎			印					
	所在地	〒514-xxxx			日中連絡のつく番号をお願いします					
		津市xxxx xx-xx								
	担当者名	三重 太郎	電話番号 (携帯電話可)	090-xxxx-xxxx						
従業員数	5人	資本金 (会社のみ)	1,000万円							
振込先	金融機関名	百五	銀行・金庫 組合・農協	県庁	本店・支店 出張所					
	預金種別	普通・当座	口座番号	1	2	3	4	5	6	7
	刀ガナ	江 知								
	口座名義人 (申請者と同一)	三重 太郎								
施設・店舗名	所在地	津市xxxx xx-xx								
	店舗名	xx商店								

複数店舗を有し対策を講じるため10万円を超えた申請を行う場合、「施設・店舗名」以下についても記入してください。記入欄が不足する場合は任意様式に記入し添付してください。

施設・店舗名	所在地	
	店舗名	
施設・店舗名	所在地	複数の店舗で対策を実施する場合は、 以下の店舗名を記載
	店舗名	
施設・店舗名	所在地	
	店舗名	

記入例

申請内容	購入した品目の内訳	支払日	品名・数量	購入額 (税抜) 消費税は補助対象外	
		7/28以降の購入が対象			
		7月30日	マスク 100枚入り 10箱	20,000円	
		8月11日	フェイスシールド 20枚	30,000円	
		8月11日	消毒用アルコール5ℓ	10,000円	
		8月17日	サーキュレーター 2台	45,000円	
				円	
				円	
				円	
				円	
		合計金額(税抜)	105,000円		
		申請額(税抜) (注) 5万円未満は、申請できません (注) 申請額は、5万円以上10万円以下 (複数店舗は、5万円以上20万円以下)	100,000円		

【要件該当確認】

右の項目について要件に該当していることを確認いただき、 にチェックを入れてください

以下の項目に相違ないことを誓約します

- ・ 中小企業者または小規模事業者該当する事業者又はこれに準ずる団体です。
- ・ 県内に事業所を有する事業者です。
- ・ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可または喫茶店営業許可を受けています。
- ・ 業種別ガイドライン等を踏まえた感染防止対策を実施しています。
- ・ 申請書類の内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応ずるとともに、加算金の支払いに応じます。
- ・ 検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・ 暴力団員ではなく、暴力団や暴力団員と密接な関係にありません。

申請チェックリスト

申請企業名	株式会社
-------	------

申請書類がそろっているかを確認し、右のようにチェックを入れてください



1. 申請に必要な書類	チェック欄
交付申請書兼実績報告書兼請求書(第1号様式) 申請金額は5万円以上10万円以下ですか。 複数店舗の場合は5万円以上20万円以下ですか。	<input checked="" type="checkbox"/>
取組に要した経費の領収書・レシート等の写し 領収書・レシート等は支払日、品名、金額(税抜)、 商品等の内訳等が分かるもの	<input checked="" type="checkbox"/>
申請チェックリスト(本状・第2号様式)	<input checked="" type="checkbox"/>
2. 添付が必要な書類	
食品衛生法に基づく保健所発行の「飲食店営業許可証」の写し または「喫茶店営業許可証」の写し 複数店舗で対応を講じ10万円を超えた申請を行う場合は、 第1号様式記載の全ての店舗の許可証を提出してください。 許可証に記載してある営業者氏名が、補助金申請者と異なる場合は、 その関係を許可証に記載してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
直近の「確定申告書第1表の控えの写し」 または、「全ての県税(自動車税を含む。)について滞納のないことの証明書」 創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、 「開業届出書」の写し等を提出してください。	<input checked="" type="checkbox"/>
振込先口座の通帳の写し 「通帳のオモテ面」、「通帳を開いた1ページ目」の両方 電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、画面コピーを提出してください。	<input checked="" type="checkbox"/>

申請書を提出いただいた後、事務局より内容確認させていただく場合がありますので、本申請書類一式の控え(コピー)をとっておいてください。

その他添付する書類

食品衛生法に基づく保健所発行の「飲食店営業許可証」 または、「喫茶店営業許可証」の写し

複数店舗で対応を講じ10万円を超えた申請を行う場合は、
第1号様式記載の全ての店舗の許可証を提出してください。

許可証に記載の営業者氏名が、
補助金申請者と異なる場合は、その関係を
許可証に記載してください。

三重県指令 ○ 保衛 ○〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇 号

住 所 ○〇市〇〇町〇〇—〇〇
営 業 所 ○〇市〇〇町〇〇—〇〇
番 号 △△△
氏 名 □□ □□

平成〇〇年〇〇月〇〇日付で申請のあった
○ ○ 営業については
食品衛生法第52条の規定により次の条件
をつけて許可します。

三重県 ○〇 保健所長 ○〇 ○〇 印

条 件

有効期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日 から
平成〇〇年〇〇月〇〇日 まで

表示については裏面を参照してください。 ○〇〇〇 養成講習修了

◎注 意 この許可書は店頭の見やすいところへ掲示してください。
営業を廃止したときは必ず返納すること。

「直近の確定申告書第1表」の控えの写し または「全ての県税について滞納のないことの証明書」

創業から間もない事業者で上記書類がない場合は、「開業届出書」の写し等を提出してください。

確定申告書第1表

または

全ての県税(自動車税を含む)について
滞納のないことの証明書

県税事務所が発行

振込先口座の通帳の写し 通帳のオモテ面

預金通帳	
1 2 3 4 5 6 7	三重 太郎様
	〇〇 銀行

及び

通帳を開いた1ページ

総合口座	
ミエ	タロウ
普通	1234567
〇〇	銀行
〇〇	支店

電子通帳など紙媒体の通帳がない場合は、
画面コピーを提出してください。